



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………一

……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………

○都道の区域変更(二件)……………五

……………(建設局道路管理部路政課)……………

規則(公)

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………七

公告

○国土調査の成果の認証(二件)……………七

……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………七

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第百二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千三百七十八号及び平成三十年東京都告示第百二一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準

用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

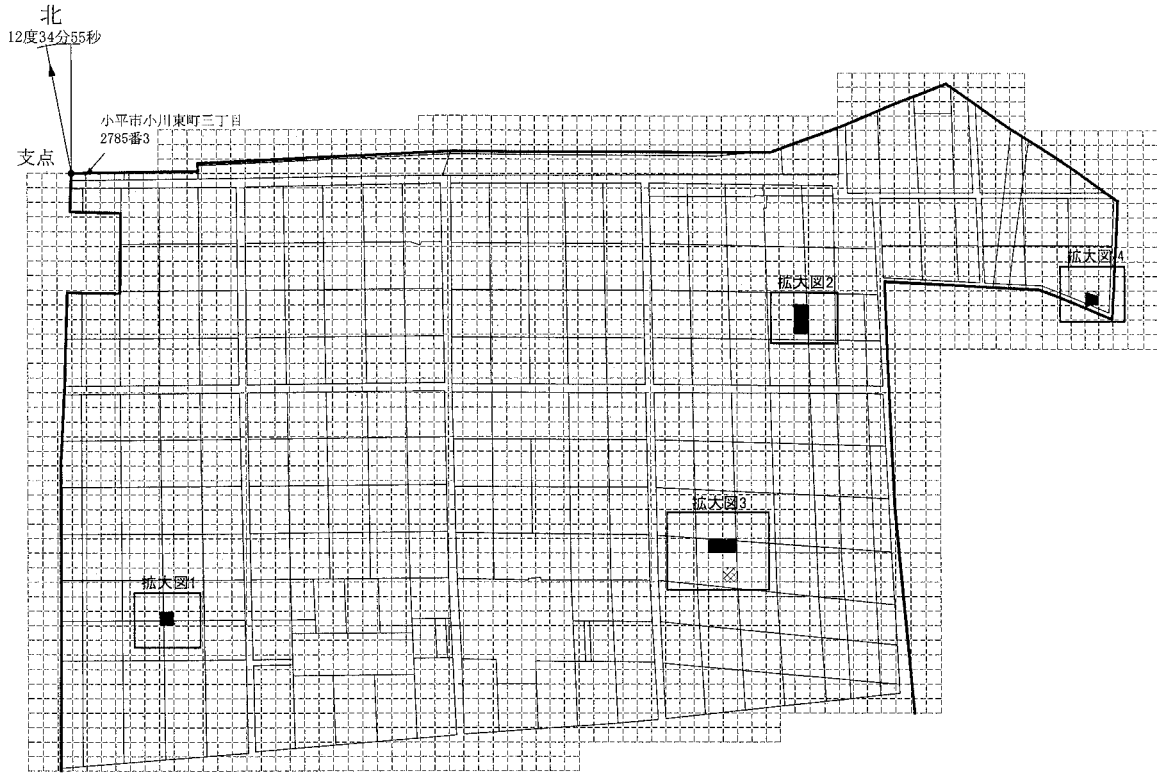
平成三十一年二月四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(小平市小川東町三丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、テトラクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

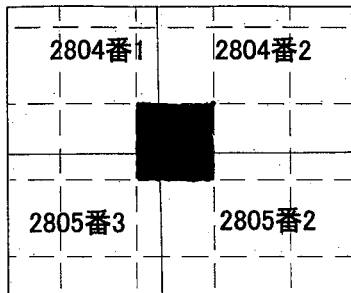
【凡例】

- 敷地境界
- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域
(平成29年東京都告示第1378号により指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域
(平成30年東京都告示第201号により指定した区域)

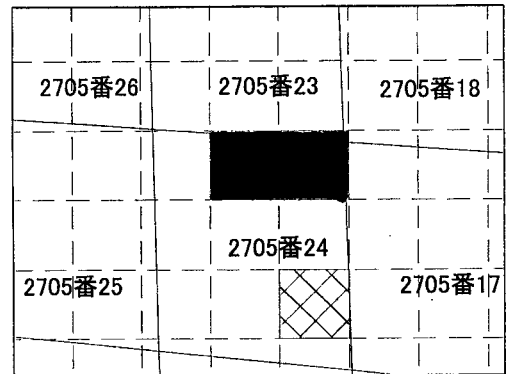
【支点】
支点は、小平市小川東町三丁目2785番3の最北端とする。

【格子の回転角度(12度34分55秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

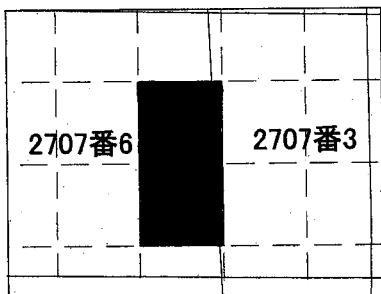
拡大図 1



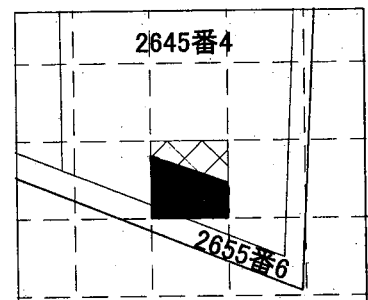
拡大図 3



拡大図 2



拡大図 4



●東京都告示第百三三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千五百五十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月四日

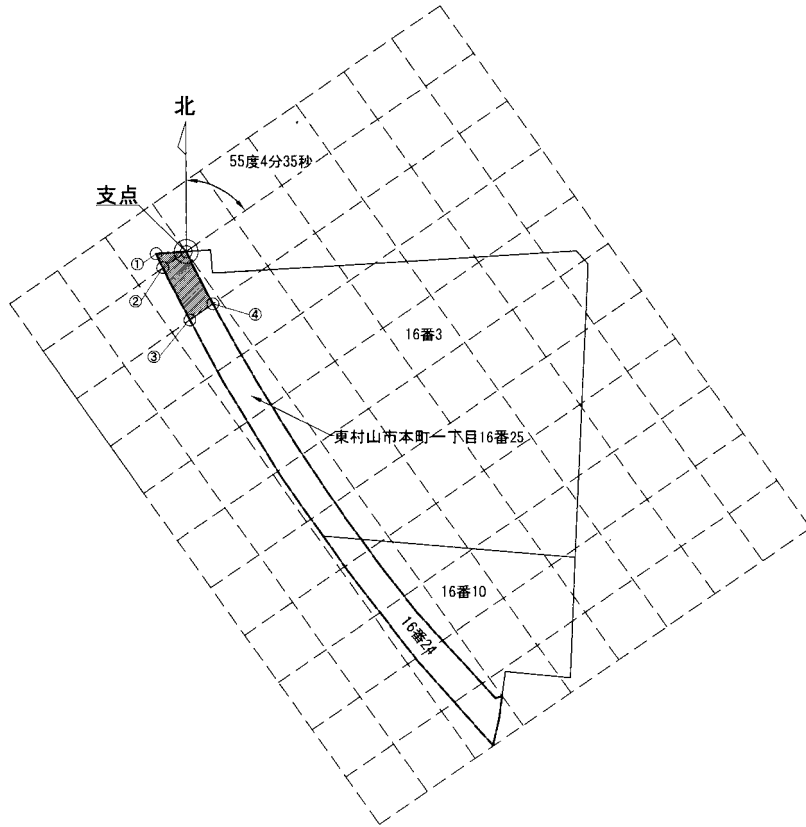
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（東村山市本町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 調査対象地
- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界

〈支点〉
 支点は、東村山市本町一丁目16番25の最北端とする。
 （北緯35度45分19秒、東経139度27分59秒）

	X座標	Y座標		X座標	Y座標
支点	-904771.41	-432753.91	③	-904771.65	-432763.91
①	-904775.84	-432751.24	④	-904772.81	-432763.91
②	-904776.30	-432753.91			

※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系の計算によって作成した。

〈格子の回転角度:55度4分35秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百四号

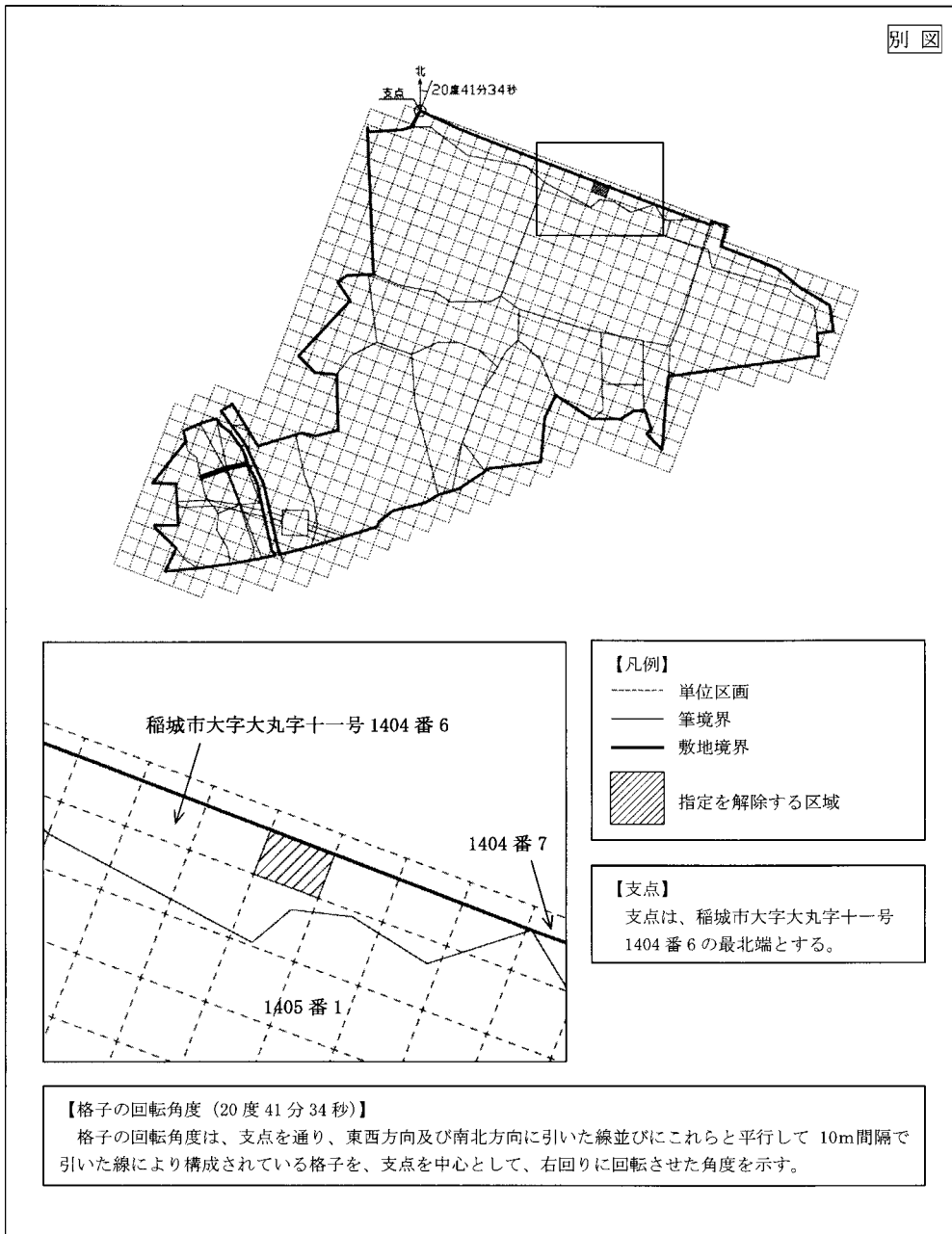
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百四号
により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

平成三十一年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（稲城市大字大丸字十一号地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

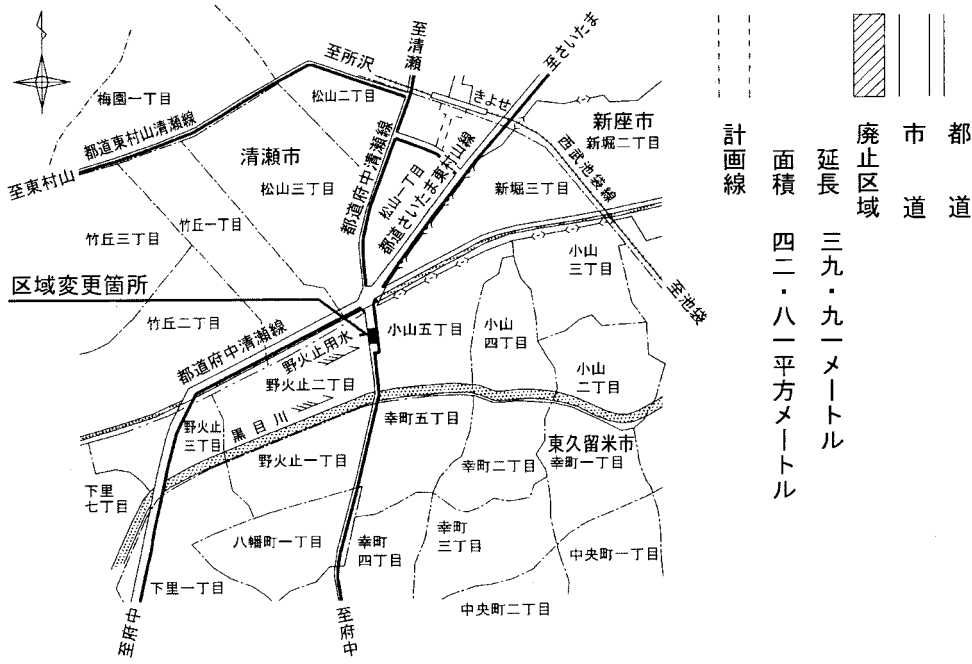
別図



別図

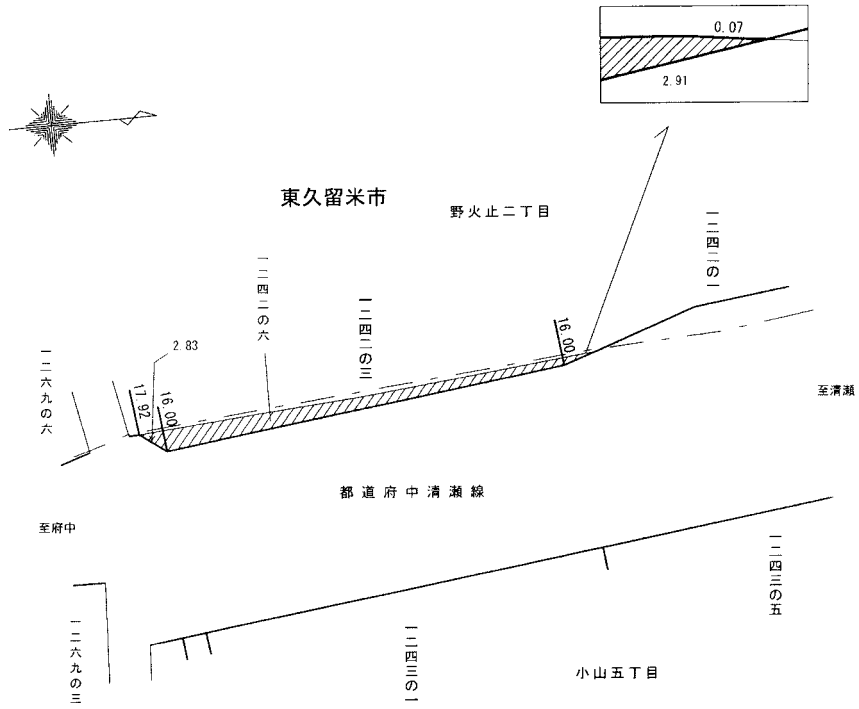
都道府中清瀬線区域変更略図
東久留米市小山五丁目地内

●東京都告示第百五号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。



都道
 市道
 廃止区域
 延長 三九・九一メートル
 面積 四二・八一平方メートル
 計画線

その関係図面は、平成三十一年二月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十一年二月四日
 東京都知事 小池百合子



- 一 路線名 府中清瀬
- 二 変更の区間 東久留米市小山五丁目千二百四十二番六地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

規則(公)

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成31年2月4日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第1号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成30年東京都条例第121号)の施行期日は、平成31年2月10日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

国土調査の成果の認証について

町田市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者 町田市の名称

二 調査を行った期 平成二十八年九月から同年十二月まで

三 成果の名称

町田市(大蔵町・鶴川三丁目・鶴川四丁目の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

町田市大蔵町、鶴川三丁目及び鶴川四丁目の一部

五 認証年月日

平成三十一年一月二十五日

国土調査の成果の認証について

あきる野市における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十一年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 調査を行った者の名称

あきる野市

二 調査を行った期間

平成二十九年七月から平成三十年三月まで

三 成果の名称

あきる野市(五日市の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

あきる野市五日市の一部

一 店舗名

東京都知事 小池 百合子 (仮称) コーポ葛飾白鳥店

二 店舗所在地

葛飾区白鳥四丁目二〇一八番ほか

三 設置者名

テルウェル東日本株式会社

四 意見

葛飾区長 意見なし

ア 聴取者

イ 概要

ウ 收受日

平成三十年十二月二十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十一年二月四日から同年三月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年二月四日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。